

廃石綿等の積替え保管に係る指導指針

第1章 総則

1 目的

廃石綿等の積替え保管に関して、環境保全・安全対策の適正な水準を確保するため、施設の構造、維持管理等について必要な事項を定める。

2 用語の定義

この指針における用語の定義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「法」という。）に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 廃石綿等 法に定める特別管理産業廃棄物の廃石綿等をいう。
- (2) 積替え保管施設 積み降し、手選別、保管、積み出しに係る施設のことをいう。
- (3) 積替え保管場 積替え保管施設を含めた敷地全体をいう。

3 適用範囲

この指針は、廃石綿等の積替え保管場に適用する。

4 その他

- (1) 積替え保管施設を設置する場所については、都市計画法、農地法、建築基準法その他の関係法令に違反しないこと。
- (2) 保管にあつては大気汚染防止法その他の関係法令との整合にも留意すること。
- (3) 本指針に規定するもの以外の構造等を採用する場合において、同等以上の措置と判断される場合はこの限りでないこと。

第2章 積替え保管施設に係る構造等の基準

1 囲い等

- (1) 積替え保管場の周囲には、みだりに人が立ち入らないように囲いを設けること。
- (2) 囲いは、積替・保管場の全周囲に設けること。
- (3) 囲いの構造は、地盤面から原則として1.8m以上の高さとし、風雨に容易に破損しない構造とすること。
- (4) 積替え保管場の出入口には、施錠ができる門扉を設けること。

2 表示

入口の見やすい箇所に積替え保管場であることの表示をすること。（別記様式1参照）

3 積替え保管施設

- (1) 建物の構造は密閉構造とすること。
- (2) 建物内で積替え保管を行うため、十分な広さを有すること。
- (3) 床は、コンクリート構造等の不透水性材料で築造又は被覆すること。
- (4) 建物内で廃石綿等以外の廃棄物を積替え保管しないこと。
- (5) 廃石綿等の積替え場所と保管場所は区分すること。
- (6) 仕切り壁等はコンクリート構造とし、構造上安全であること。
- (7) 車両の出入り口は廃石綿等の飛散・流出が防止できる2重扉構造であること。

4 環境保全対策

- (1) 著しい騒音の発生を防止するため、低騒音型の機器を使用するほか、必要に応じて遮音壁など措置が講じられていること。
- (2) 著しい振動の発生を防止するため、低振動型の機器を使用するほか、必要に応じて防振対策が講じられていること。
- (3) 建物内を負圧に保ち、建物の排気に日本工業規格Z 8 1 2 2に定めるHEPAフィルタを付けた集塵・排気装置を設置すること。
- (4) 廃石綿等の積替え保管行為は人力で行うこと。
- (5) 廃石綿等用の電機掃除機や湿潤化するための薬液を備えること。

5 雨水等の流出入防止措置

- (1) 積替え保管場内へ外部からの雨水等が流入するのを防止するため、開渠その他の設備を設けること。
- (2) 積替え保管場の場内に降った雨水で、保管による廃石綿等に接したものと及び搬入車両の通行区域からの雨水等は、環境汚染を引き起こすおそれがあることから、汚水として取り扱い、沈殿槽、油水分離槽を設置するなどにより適正に処理すること。
- (3) 雨水、汚水、生活排水等を放流するにあたっては、適正に処理した後、公共下水道等へ接続できること。なお、汚水は直接地下浸透しないこと。

6 洗車設備等

- (1) 積替え保管場内には、車両に付着した泥等を落とすことができる設備を設けること。
- (2) 保安装置として、必要に応じ、火災報知器、避雷針、安全柵等を設置すること。

7 消火設備

積替え保管場内には適切な消火設備を設けること。なお、最低限、消火器、水槽、バケツ等を設置すること。

8 管理棟

積替え保管場内には、管理棟を設け、電話、トイレを備えること。また、必要に応じて、浴室、シャワー、更衣室などを設けること。

9 搬入道路

- (1) 公道から施設までの搬入道路は、原則として幅員 6.5m 以上とし、運搬車両の通行に支障がないこと。
- (2) 搬入道路の舗装は、原則としてアスファルト及びコンクリート以上の構造とすること。

10 その他

施設の維持管理を行う上で必要な付帯設備として、必要に応じて安全標識、個人保護 具等を設置すること。

第 3 章 積替え保管施設に係る維持管理上の基準

1 囲い等

- (1) 積替え保管場の周囲に設けた囲い及び門扉は、定期的に点検し、破損した場合は直ちに補修すること。
- (2) 作業終了後は、門扉を閉鎖し施錠すること。

2 表示

- (1) 表示は、常に見やすい状態にしておくこと。
- (2) 表示事項に変更が生じた場合は、直ちに書き換えること。

3 搬入時間

搬入時間は原則として午前 8 時から午後 5 時までとすること。

4 適正な廃石綿等の搬入

- (1) 排出事業者及び収集運搬業者との連絡体制を確立すること。
- (2) 収集運搬車両に廃石綿等を積み込む前に、その種類及び性状が許可内容に適合するかを確認すること。
- (3) マニフェスト等により種類及び数量を確認すること。
- (4) 廃石綿等の中にその他の産業廃棄物等が混入している場合には積替え保管しないこと。

5 積替え保管施設の管理

- (1) 施設を定期的に点検し、保管する廃石綿等が飛散し、流出し、及び地下に浸透し並びに悪臭が発生しないよう必要な措置を講ずること。
- (2) ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないよう、薬剤の散布その他必要な措置を講ずること。
- (3) 廃石綿等の保管は、仕切り壁等の高さ以上に保管しないこと。
- (4) 保管する廃石綿等から汚水の発生がある場合は、適正に処理すること。

6 雨水等の流出入防止

積替え保管場内外へ雨水等が流出入しないよう排水溝等を定期的に点検し、土砂等が堆積した場合

は、すみやかに除去すること。

7 騒音、振動及び粉じん防止

- (1) 騒音、振動及び粉じんの発生により周囲の生活環境を損なわないよう、必要な措置を講じること。
- (2) 定期的に騒音、振動及び粉じんに係る環境モニタリングを実施すること。

8 洗車設備

定期的に点検し、土砂等が堆積した場合は、すみやかに除去すること。

9 防火対策

- (1) 積替え保管施設内では火気を使用しないこと。
- (2) 消火設備は、所定の能力が発揮できるよう定期的に点検整備を行うこと。

10 管理体制

- (1) 施設の適正な維持管理及び安全管理を行うために、必要な事項を定めた取り扱いマニュアルを策定し、作業従事者に周知徹底すること。また、適宜、労働安全教育等を行うこと。
- (2) 管理棟には帳簿、書類、図面等を備えること。

11 事故時の対応

事故が発生した場合は、すみやかに必要な措置を講ずるとともに、産業廃棄物指導課など関係機関に連絡すること。

12 施設の定期検査及び維持管理等に関する記録の保存

- (1) 施設の定期検査を別記様式に基づき年1回以上実施すること。
- (2) 施設の検査記録を3年間保存すること。

附則

- 1 この指導指針は、平成19年4月1日から施行する。

附則

- 1 この指導指針は、平成27年5月1日から施行する。

【別記様式1】

特別管理産業廃棄物の積替え保管場	
氏名又は名称・代表者	
本 社 住 所	
事 業 の 種 類	特別管理産業廃棄物収集運搬業 (積替え保管を含む。)
許 可 番 号	
許 可 年 月 日	
許 可 の 期 限	
施 設 の 設 置 場 所	
取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び最大保管量	廃石綿等
管 理 者 名 及 び 連 絡 先	
注 意	
<p>○廃石綿等（アスベスト廃棄物）の保管場所につき関係者以外立ち入り禁止</p> <p>○許可なくしてプラスチック袋等の持ち出し禁止</p> <p>○プラスチック袋等は破損しないよう慎重に取り扱うこと</p> <p>○石綿（アスベスト）粉じんを吸い込むと健康を害します。</p> <p>○プラスチック袋等の破損を見つけた場合は上記連絡先まで連絡願います。</p>	

120cm
以上

120cm 以上

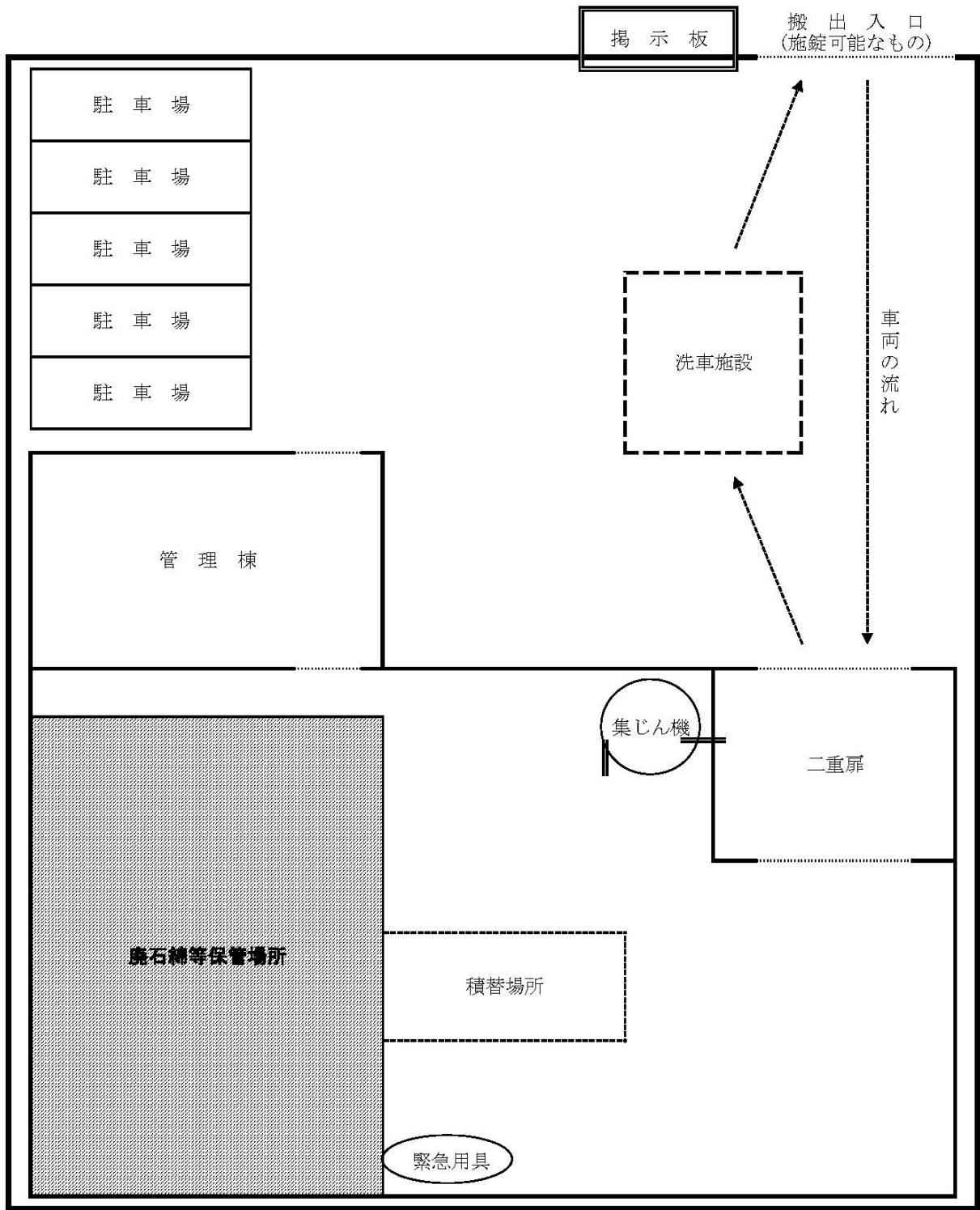
注) 文字は黒色，下地は白色であること。また，読みやすく鮮明であること。

【別記様式2】

廃石綿等の積替え保管施設に係る定期検査記録簿

検査日	
検査者	所属 氏名

積替え保管施設の設置場所			
保管する特別管理産業廃棄物の種類	廃石綿等		
項目	異常の有無等	異常を認めた年月日及びその内容	措置した年月日及び内容
囲い等	有・無		
表示	有・無		
積替え保管施設	有・無		
雨水等の流出入防止 *剛構, 沈殿槽の点検を含む。	有・無		
騒音, 振動, 粉じん防止	有・無		
防火対策	有・無		
管理体制	有・無		



廃石綿等積替え保管施設概略図